

新しい人権問題への対応(その二)



研究センター理事長
学校法人同志社前総長

大谷 實

世界人権問題研究センターは、今から二八年前の一九九四年一月二二日にスタートしました。当センターの定款を見ますと、「この法人は、平安遷都一二〇〇年を記念して、京都の歴史と伝統、特に学術を始めとする文化の蓄積を基礎に、人権問題について広く世界的視野に立った調査・研究を行い、・・・人権問題に係る学術・研究の振興を図ることを目的とする」と書かれています。したがって、当センターの任務は、まさしく「人権問題」に他なりません。

しかし、センター創立以来、何をもちて人権問題とするかについての検討はされてきませんでした。そこで今

回は、「人権問題とは何か」について考えてみることにしますが、その前に、そもそも人権とは何かを明らかにする必要があります。人権とは、人が生まれながらにして持っている権利であるといった定義もありますが、実際に問題となるのは、憲法が基本的人権として定めている権利がここでいう「人権」であることを銘記すべきです。ちなみに、人権と基本的人権との関係ですが、両者は一般に同じ意味と考えられています。しかし、日本国憲法では、「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない」(一一条)と規定されていますので、基本的人権というときは、日本国憲法の定める人権のことであるとすべきです。

それでは、「人権問題」とは何でしょうか。憲法一三条は、「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」と規定し、その上で「法の下の平等」を原則としつつ、基本的人権を自由権、参政権、社会権に分けて規定しています。したがって、それぞれの基本的人権に係る問題はすべて人権問題としても誤りではありません。

しかし、人権問題というときは、個別的な基本的人権

ではなく「人権上の問題となりうる」という趣旨であり、ますから、むしろ法の下の平等とか自由権といった個々の基本的人権の根底にある幸福追求権の侵害として問題となることを人権問題と考えるべきです。そして、幸福追求権とは、「一人ひとりが幸福を求めて自分らしく生きる権利」であるという観点から、私は、人権問題とは幸福追求権の侵害に関連する事柄として捉えることにしています。

人権問題の最たるものは犯罪でありまして、犯罪とは、個人の生命、身体、自由、私生活の平穩、名譽・信用、財産といった日本国憲法が保障している個人の利益を侵害する行為を内容とするものであります。しかし、犯罪による人権侵害は刑事司法の問題であり、人権問題とは言いません。これに対し、日本国憲法上具体的に規定されている基本的人権、それから社会の変革に伴って、「一人ひとりが、それぞれの幸福を求めて生きていくために必要となってきた利益」も人権として保障する必要があると。憲法一三条は、このような利益も基本的人権として保障するとした規定と考えられます。

こうして、幸福追求権の侵害としての人権問題としては、①結婚や住宅購入などに係る同和問題、②児童虐待やいじめ等の子供の人権の問題、③性別による固定的な

役割分担を背景とした差別的取扱い等の女性問題、④高齢化の進行に伴う高齢者に対する介護や虐待等の高齢者問題、⑤ハンセン病やHIV感染者に対する偏見や差別の感染症問題、さらには、⑥外国人や犯罪被害者等に対する人権侵害の問題が人権問題とされてきたことは、ご案内の通りです。

同じことは、社会情勢の変化に伴って生じる人権に係る事項についても問題となります。インターネットの普及に伴い、プライバシーの侵害や誹謗中傷及び差別を助長する表現など、様々な問題が生じていますし、ビジネスと人権や新型コロナウイルス感染症に関する偏見や差別、さらには性的マイノリティの人権も時代の変化に係るものといえるでしょう。

こうして、人権問題とは、「一人ひとりが幸福を求めて自分らしく生きる権利」が侵害されているかどうかを研究し、解決すべき事柄であると定義しておきたいと思えます。ちなみに、我がセンターは、①「インターネットと人権」、②「共に生きる地域研究の可能性」、③「子どもの人権」、④「性的マイノリティと人権」、⑤「ビジネスと人権」というタイトルでプロジェクト研究チームを設置し、人権問題の研究を展開しているところです。